大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第三十一卷　第三號

昭和五年九月一日發行

論叢

法人配當源泉課税の長短……法學博士　神戸正雄

米國文化社會學……文學博士　米田庄太郎

貨幣の中心機能……文學博士　高田保馬

說苑

世界商品價格の決定……法學士　作田莊一

京都市に於ける米の小賣相場に就て……經濟學士　谷口吉彥

國家經費の轉嫁に就いて……經濟學士　小山田小七

雜錄

近世の人口について……經濟學博士　本庄榮治郎

支那に於ける水利經濟……經濟學士　大上末廣

ソウエート露西亞の都市財政……經濟學士　大谷政敬

地券について……經濟學士　黑羽兵治郎

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

貨幣の中心機能

高田保馬

目次　一、移動的參與手段としての貨幣——二、記號としての貨幣——三、貨幣をある權利と見ざるわけ——四、價値單位

一　移動的參與手段としての貨幣

貨幣が一般的交換手段であると云ふとき、此一般的と云ふは何を意味するか。それはまづ時期と場所とに於ける一般性を意味する。一定の貨幣の流通範圍であれば、從ひて事實に於ては一の國民經濟に屬する場所であればいづこに於ても、又貨幣制度の變改せられざる限り、いつにても同一の貨幣が交換手段として役立つ。次に此一般性は授受する主體の資格を問はぬ。交換により て獲得せらるる財の何物たるを問はぬ、賣買の主體と客體とに關する一般性が意味せられる。次にまた、それが交換手段であると云ふことは、それと引きかへに財の確實に獲得せらるべき市場の存すること（從ひてその一般受容性）を意味し、又それ自體何等使用の目的たらず、どこまでも他財獲得のためにのみ役立つことを意味する。貨幣の根本機能のこれらの諸方面は更に進みて

交換に入り來る財の總體と貨幣の總體との關係、從ひて綜合經濟の全體の機構を見ることによりて、明にせられるであらう。

一定の社會經濟のある一定期間をとりて考ふるに、そこには日日交換せられゆく財のすべてが一の流れをなしてゐる。云はゞ生産せらるるに應じて供給せらるるところの(及び生産せらるることなくして供給せらるるところの——例へば地用、勞働の如き、種々なる權利の如き——)財は引きつゞき日日賣買せられ所有者と云ふ位置をかへては、消費と云ふ海に向つて注ぐ。此賣買の範圍に取入れらるる所の、卽ち市場に入り來りて所有者をかふる所の財の集團を稱して、移動する財の流れ(移動財流 bewegender Güterstrom)と云ふ。これは從來、社會的生産物(Sozialprodukte)と稱せられたるものを指せども、それよりも理論的に精確なる名稱である、何となれば、一定時間に賣買せらるるものは、社會的生産物に限られざるが故である。此財流を構成するところの財はたゞ、享樂財(完成財)のみに止まらず、生産せられたる生産財に及ぶ。加之、此期間に生産せられざるところの生産物のみならず、一般に生産をまたずして存する物財、ならびに種々なる關係財(株式債權その他の權利)もまた含まれる。一定の時期に於ける移動財流の總體は提供せらるるところの、卽ち購入餘力として作用するころの貨幣の總體によりて、其所有者の地位をかへる。之を一面より見れば、貨幣の提供者はその提供する貨幣が總體の提供せられたる貨幣の如

何なる部分であるかに應じて、財流の一定部分を自己の所有に歸せしめる。貨幣は此財流に對する移動的なる參與能力(bewegende Beteiligungsmöglichkeit)を伴つてゐる。此際、財流の大さ、卽ち之を構成する財の總體の大さは、各財の交換價値の總計に外ならぬ。卽ち後にとくが如く、各財の價格可能の總計に外ならぬ。勿論此交換價値の單位として選ばるるものの何であるかは關するところでない。兎に角、各財はその物理的性質例へば重さ、又はその他の標徵によりて集計せられず、その交換價値によりて集計せられる。各自は提供する貨幣數量に應じて、此財流のうちから一定の交換價値を有する一定數量の財を獲得する。提供せられたる貨幣は新なる所有者の手にありて、又次の來るべき財流に對し同樣なる作用を營む。

此移動財流の內容をなすものが何であるかについては從來種々の意見がある。シュムペエタアの社會的生產物は享樂財に限られてゐる。而も享樂財である限り物財たると無形財たるとを問はぬ。醫師の勤勞も、給仕人の勞働も、又道化役者の踊も皆、米、パン、酒と等しくこの中に含まれる。而してシュムペエタアにありては、均衡狀態が着眼せられてゐる。此狀態にありては一定期間に於ける社會の生產物の總量が此の期間に於て生產し供給せらるゝ完成財の總量に等しい(それはすべての個人的なる勤勞をも含む)。而して、各自は社會に提供したる給付の大きさに應じて貨幣を受取り、之を提供する、提供する貨幣の大きさに應じて、又生產物たる完成財を受取る。かくて貨幣による賣買が給付と反對給付との決濟を意味し、貨幣經濟の仕組が一の大なる淸算機關となる。此考へ方からすれば、其期間の生產物として享樂財のみがあげらるゝこと、十分に理解し得られる。而して、現實の經濟が此靜態に近きほど、それは現實の經濟の描寫としてもまた役立たう。勿論、此際、生產財等の市場の別に存することが看過せられてゐるわけではない。なほ事實に於て、賣買せらるゝ財が如何なる構成部分

より成るかを見るときには、完成財以外のものをも包括的に考へ、社會的生産物の内容を更に廣く見るところの、エルスタアの立場がまた是認せられ得る。

ベンディクセンにありて、貨幣、卽ち要求權に對立せしめらるゝもの（消費し得べき生産物 die verkaufsreife konsumtible Produktion）は物的享樂財のみである。而して、それは資本財を含まずまた、人的勤勞をすらも含まぬ。シュムペエターの貨幣と對立せしむるものはこれよりも更に廣く、享樂財としての人的勤勞を含む。エルスタアにありては生産財がすべてその社會的生産物のうちに含まれる、併しながら、賣買せらるゝところのすべての權利がその中から除外せられる。權利はすべて財に對する權利である。社會的分配の對象は財であるが、財に對する權利であることはできぬ。[1] 私は今の場合、貨幣を以て賣買せらるゝ以上、この權利もまた移動財流の構成要素なりと見る。なるほど、權利は社會的生産物とは云ひがたい、併しながら、賣買に於て貨幣に對立するものを商品として考ふれば、此商品は社會的生産物（此言葉の文字通りの意義から自給的生産物は取除かれる）のみならず、何等の意味に於ても生産せられざる權利を含む。又生産財の重なるものにして生産物と稱しがたいものもある、例へば、勞働、地用の如き。

私が茲に移動財流の構成要素として見るものは次の三つである。(1)享樂財（それは物財と勤勞との二つを含む）。(2)生産財（ことに資本財と稱せらるゝもの）。(3)諸種の權利（有價證券。短期の手形の如き）。これらの一々と所得との關係については後に論及したいと思ふ。

財流を構成しつゝ商品が移動する。これとまさしく相表裏しつゝ、而して反對の方向に向つて、貨幣の流れが流れる。財が貨幣と接觸するところ、そこにその所有者の手をかへる。

此社會經濟の觀察から次の事を知り得る。貨幣には常に、移動財流に對する移動的參與能力を伴つてゐる、貨幣の提供によりて、此移動的參與能力が實現せられ財が獲得せられる。かゝる移動的參與能力は貨幣の初の所有者に於て亡び、その代りに一定量の商品を殘す。而して引渡され

1) Schumpeter, Das Sozialprodukt u. die Rechenpfennige, Archiv f. Sozialw. u. Sozialp. 44 Bd. S. 66 ff; Bendixen, Das Wesen des Geldes, S. 30; Elster, Die Seele des Geldes, S. 106 ff. 高垣博士『貨幣の本質』一〇四頁

たる次の所有者の手に於て復活する。貨幣の提供、獲得によりて此移動的なる參與能力が移動する。卽ち貨幣はかゝる參與能力の支持者である。此移動的參與能力の參與性、移動性についてなほ少しく述べよう。

第一。貨幣の提供者は之を提供（從ひて讓渡）することによりて、財流の構成部分たる財を獲得しうるが、此際、一定期間に提供せらるるところの貨幣の總額に對して自己の提供する貨幣がどれ丈の割合を占むるかによりて、獲得する財の大さが定まる。此點から云へば貨幣は株式に似てゐる。株式會社の純益は株主に對して配當せられる。一株主の獲得するところは彼の所有する株數が總株數の幾部分を占むるかによりて定まる。貨幣の所有者は株主の如く、之によりて獲得せらるる財の大さは株數に應じて得らるる配當の如くである。たゞ株主は其株式によりて毎期引きつゞき配當を得れども、貨幣の所有者は財の獲得と共に、其所有を失ふ。第二。此參與能力は移動的なるものである。移動的なりと云ふことの內容は、次の二である。一、任意の人に讓渡せられうる。二、一たび參與能力が實現せられ、それによりて財が移動すれば、參與能力自體もまた移動せざるを得ぬ。此移動性は正しく移動財流の移動性と相應ずるものにして、而も二者の移動は方向に於て相反する。財流の構成部分たる財の移動するとは反對の方向に、貨幣によりて支持せらるる參與能力が移動する。貨幣に伴ふ參與能力の一般的移動性こそは、これを他の參與能力

（徵收又は沒收の特權、寄附を集め易き地位）から區別するところのものである。

社會的生產物に對する參與能力（Beteiligungsmöglichkeit am Sozialprodukte）と云ふは周知の如く、貨幣指圖權說、貨幣債權說（シュムペエタア、ベンディクセン、エルスタアなど）の支持者によりて、貨幣概念として揭げ出されたるものである。私は社會的生產的と云ふことに移動財流を置きかへた。また、單に參與能力と云ふ代りに、移動的參與能力と云ふ表現を用ひた。蓋し、參與能力とのみ云ふときには、貨幣の內容を充分に明かならしめることが出來ぬ。一定の地位の故に生產物を享樂し得る特權はすべてその中に含まれる。貨幣の意味する參與能力は、此參與能力を移動せしむることにより、卽ち相手に讓渡することによりて、實現せらるゝところの參與可能性である。移動なくばその能力は永久に實現せらるゝことがない。私は貨幣に於ける參與能力の此移動性を決して輕視すべきものに非ずと思ふ。

貨幣自體の提供讓渡に伴ひて、財流に對する移動的參與能力が移動すると共に、實現せられる。云はゞ貨幣は移動的參與手段（bewegendes Beteiligungsmittel）である。このことは貨幣が移動的參與能力の支持者であることを意味するに外ならぬ。貨幣をして貨幣たらしむるものは、それが移動的參與能力を伴ふが故である。之を離れては、今日貨幣として作用するものも、一枚の紙片一行の數字、又は一塊の金屬に外ならぬ。故に、移動的參與能力は之を貨幣性と稱し得る。或は之を抽象的意義に於ける貨幣と稱し、參與手段としての貨幣を具體的意義に於ける貨幣と稱することを得よう。然れども此名稱は誤解を招き易い。何となれば、かの參與能力とても事實に於て作用する、從ひて具體的なるものであり、單に實在から切りはなされたるものではないから。云

はゞ事實に存する一種の對人的關係を意味するから。此二者を區別せしめるものは、一方がある權利、又は他に對する能力であるに對して、他方が此權利を宿せる支持者であると云ふ點にある。そこで、此支持者の概念が更に分析せらるることを要する。

かかる移動的參與能力は所詮、ある種の權利であり、社會的勢力である。而も此勢力又は權利は何人に屬するかの所屬を明白にせらるることを要する。此所屬は何等かの實在によりて證據だてられる。云はゞかかる實在が此參與能力と云ふ權利の所在を示す指標となる。例へば、土地の上に打ち込める杭がその土地の何人の所有に屬するかを示す指標となるが如くに。かくて、貨幣は財流に對する參與能力の所在を示すところの杭である。而も、此杭は移動性のあるものにして、移動するごとにはじめて此參與能力を實現する。此能力の所在を證據だてる移動的指標こそは卽ち貨幣に外ならぬ。

二　記號としての貨幣

然らば、此權利の所在は如何にして證據だてられるか。一言にして盡せば、社會意識がある實在を以てかかる移動しゆく權利の所在と確認することによりて。本來、此權利を賦與するものは社會意識に外ならず、而して權利の刻々に何人にあるかをある指標、卽ち記號によりて確認する

のもまた社會意識である。此社會意識の確認は單に國家法制の營むところではない、經濟的相互交通の間に、ある記號たる實在を以てかゝる權利の所在と認めんとする一般的要求、從ひて慣行が生れる。此要求及び慣行が法制によりて取り入れられ、かの記號に關しての嚴重なる形式が與へられる。そのときに、かの確認が十分なる法的拘束力をもつに至るのである。

市場の組織が十分に成立し發達する爲には、交換に於ける財の提供者が、比喩的に云はゞ市場そのものに信用を與へ、反對給付を後日自ら欲する時期に於て（一覽拂的）、市場に於て決定せらるる條件に於て（將來の價格に於て）、受取るだけで滿足することを要する。そこで市場組織を維持せむとする一般的意志は、此目的の爲に、將來の財流から支拂ふべしといふ債務、從ひて之に對應すべき要求權を確認すべき記號を定める、これは多くは市場に參加する多數意志の相互作用の間に成立したるものである（此記號が擔保として、其表示する價値だけの素材價値を有するや、否や、は別の問題である）。而してかの要求權が此記號を通して財の提供者に引渡される（これは必ずしも手交を意味せず、此移轉のためには種々なる仕方がある）。從ひて此記號は無記名の預り證券と極めて性質を近くする。此記號を通して移動するものは財に對する要求權である。而も此要求權（或は指圖權と云ひ、或は債權と云ふが）は數量的のもの、大さをもつものであるから、計算の單位がなければならず、此單位は一定の名稱をもつものである。勿論此單位の要求權の大さ

は、ある財の價値と結びつけられてゐることもあるが（金一匁の價値が五圓であると云ふやうに）さうでないことも多い。從ひて、一般的には此大さが一定せられてゐるものとは云はれ得ない。かくてかの記號の確認はつねに、名目的價値單位の確認を伴ふ。而して、價値單位の大さは社會的に常に確定せられてゐるとは云へず、社會意識はたゞその數量をのみ一定の規範によりて制限する、此數量を通して間接に單位たる價値の大さが定まる。貨幣の屬性として見らるべきは數量のみと云ふ考方は、此數量をもつ方面を高調したるものである、かの要求權が貨幣の根本的屬性であることは、云ふまでもない。社會意識は必ずしも國家をまたぬ、從ひて貨幣であるかの記號の確認とても、國家をまたず、慣行の上に行はれ得ることである。たゞ國家のなし得るところは市場に於て確認せられたる記號に法的効力を與ふること、かの要求權の名稱を變改すること（此變改とてもその實質に於ては、國家がたゞ發意するに止る、之を行ふものは市場であると云ふ意見もたつ）、ある程度まで記號によりて表示せらるる要求權の數量を決定することである。

貨幣を以て一般的購買力、又は經濟價値（今まで述べたる要求權に當る）そのものであるとする見方は貨幣性を貨幣と見るものである。貨幣を以て一般的購買力、又は經濟價値の象徴、又は其客觀化と見るのは事態を不精確に捉へたるものである。一のものは數多の象徴をもち得る。一般的購買力は象徴を貨幣にもつと同樣に宏壯なる邸宅に、身邊の裝飾に有しうるであらう。それ

は貨幣がかの參與能力所在の唯一の證據たる性質を看過してゐる。又、貨幣は一般的購買力の單なる客觀化ではない、佛敎の敎理は經典に、殿堂に、佛像に何れも客觀化せられる。而も此意味に於て、貨幣が一般購買力の容觀化であるとは云へぬ、一般的購買力はそれ自體客觀的なるものである、なるほど、貨幣に於てそれは記號を得たる意味から、客觀化せられたと云ひ得ぬ事もない併しながら、此客觀化は社會意識が此能力の所在として確認するところの客觀化である。此社會意識の確認を離れて單なる客觀化として見るならば貨幣の貨幣たる所以が失はれてゐる。社會意識がかの參與能力の所在として保證したるところの客觀化でなくば、貨幣であるとは云へぬ。

かくて、貨幣はかゝる移動的參與能力の所在の證據となる實在に外ならぬ。此意味にさへ解するならば、之をかゝる能力の象徵と云ふも指標と云ふも妨げぬ。此指標を稱して、移動財流に對する移動的參與手段と云ふ。此指標たる實在（記號）を介してはじめて參與能力が所有せられ、又それが實現せらるることを意味するのである（bewegendes Beteiligungsmittel am bewegenden Güterstrom）此指標なくしてはかの參與能力が、何人によりても所有せらるること能はず、又實現せられぬ。

キルマイアアによりて、貨幣は價値の客觀化又は客觀化したる價値であるとせられてゐる。價値と云ふものが此場合、交換價値をさすことは云ふまでもないであらう。而して此際貨幣が價値關係の表出手段であり、それ自體價値をもつものに非ざることから、貨幣は價値であると云ふ見方がとられてゐる。しかし、價値關係の表出手段といふことを分析せよ。價値關係

と云ふは交換價値そのものであらう、表出手段と云ふは交換價値の計量の單位と云ふにすぎぬ、さうすれば、貨幣は價値卽ちかの參與能力を伴ふが故にのみ、此能力の幾倍として他の財の交換價値を計量しうる。それ自體價値をもち得ぬと云ふ主張は言句の表面のみをみたるに過ぎぬ。從ひて、貨幣は交換價値であると云ふ主張も支持しがたい。[2]

エルスタアの考へ方によれば、國家であることが國家の機能でないがやうに、社會的生產物に對する參與可能、參與手段價値單位であることとは貨幣の機能ではない。同一概念の三つの機能ではない。それは貨幣である。此の三つは同一概念の互ひに異なれる表現ではなくして、貨幣の諸定義である。[3] 併しながら、私はかう云ふ考へ方を理解しがたく思ふ。此三つの異なれる表現がともに同一の貨幣の定義であるとは何を意味するか。例へば、參與手段と參與能力との全く相異なれる內容がどうして共に貨幣の定義たり得るか。

財流に對する參與能力と參與手段、卽ち貨幣性と貨幣との關係は、權利と權利との支持者（權利がある主體に所屬することの證據たる實在）との關係である。而して一の實在的のものである貨幣が、參與手段、乃至交換の一般的手段としての作用を營み得るのは、一にそれが、參與能力の支持者であるによる、云はゞそれは貨幣を貨幣たらしむる根據である、此意味に於て貨幣性と稱せられ得る。時としては貨幣を具體的貨幣と云ふのに對して、抽象的貨幣、或は抽象的意義に於ける貨幣と云ふ。私は論述の簡單を期する爲には時として、此參與能力をも貨幣と云ふことがあらう。しかし二者の區別は前述の如く明にせらるることを要する。

從來の學說にありては、具體的なる參與手段を以て貨幣となすと同時に、それによりて支持せらるゝ參與能力そのものを貨幣となす（後に述ぶる價値單位が貨幣と見らるゝことについては、今論及せずとしても）。更に進みては、此二の何れを

2) Döring, Geldtheorien seit Knapp. S. 18.
3) Elster, a.a. O.S. 88—95.

貨幣と見るかは名稱の問題にすぎずと云ふ立場をとるものもあり、或は參與能力そのものを貨幣なりと見る。此點に關する意見は區々である。

さて、移動財流に對する移動的參與手段としての貨幣がかかる手段として作用するのは、それが移動的參與能力の支持者であるからである。從ひて貨幣と貨幣性との相表裏する點に着眼して二者を峻別せざる立場に立てば、貨幣がかかる參與能力であると云ひ得る。かく貨幣と貨幣性とを混同する立場、又は參與能力そのものを以て貨幣であるとする立場から、屢々貨幣は一種の債權又は指圖權であると稱せられる（貨幣債權說、指圖權說）。此表現は之を適當に解釋する限り、誤れるものではない。

私も今まで屢々、此參與能力の性質を說明するのに、要求權、權利などの言葉を用ひたが、これらは勿論經濟學的にのみ解せらるべきである。從來、貨幣債權說又は指圖權說に對して、貨幣の伴へる能力が債權とみらるゝにしても何等法的意義に於ける債權の如く一定の債務者を有せず、又、支拂はるべき內容卽ち債務の內容の一定せざる故を以て、これを根本から否定しようとする態度をとるものがある。勿論、此等の法律的に一定の意味を有する言葉を用ふことが、不便乃至不適當であると云ふことはある。然れども、債權は指圖權の言葉とても、經濟學上のある事實を表示し、ある事實を說明せむが爲に用ひられたる場合にありては、之を經濟學的に解釋するのは當然のことであり、之を經濟學的に解する場合には、法律的なる意味とは別の意味の與へらるゝこともまた、當然許さるべきことがらである。

三　貨幣をある權利の見ざるわけ

たゞ私共が之を參與能力とのみ云ひて債權又は何等かの請求權として表示せざる所以は、之を言葉の法律的意味に近づけて解せむとする限り、請求せらるる財の種類及び數量が不定にして、請求せらるる相手も亦全然不定なること、請求せらるる特定の相手は高く價格を申出づることによりて任意に之を回避することが出來、從ひて所謂請求權も眞に權利として表示せらるるだけの內容を有せざる點にある。從ひて精確を期するが爲には、たゞある種の參與能力と見たい。同樣なる考方がまた、具體的なる貨幣を指圖證券となす見解にあてはまる。貨幣性がかかる指圖權にありとすれば、貨幣性の支持者である具體的貨幣は、之を示す所の證券であると見、一覽拂の指圖證券である、となすのは當然のことである。私は貨幣性を文字通りに指圖權と見ることの困難であるのを信ずると同樣に、貨幣を指圖證券であるとなすことも困難であると思ふ。たゞ、表現を簡單明白ならしむるための比喩であることを忘れないならば、貨幣を指圖證券なりとなすことに反對を唱へるものではない。しかし嚴密に理論を推し進めるならば、貨幣が指圖證券であると云ふ見方にはなほ一の困難がある。貨幣卽ち參與能力の所在を示すところの指標は必ずしも手交せられうべき證券の形式をとるとは限らぬと思はれる。後に說くが如く、貨幣の素材が極度に減

縮して遂に證券としての存在をだに失ふとき、そこには指圖證券でないところの貨幣が成立しうると思ふ。此點についてはなほ後に詳說しよう。

このことに關聯して、貨幣は一般的支拂手段（又は支拂要具）であると云ふ見解を考察する。支拂と云ふは財流に對する參與能力の、何等かの有效なる要求に應ずる讓渡である。從ひて、支拂は二の方向に於て相近き事象から區別せられる。一方に於て、かゝる參與能力の單なる讓渡から支拂を區別するものは次の點にある。贈與、寄附の如きもまた、かゝる參與能力の讓渡ではあるが、此讓渡に對する何等有效の要求（請求權）がない。かゝる要求に應じて讓渡せらるるところに支拂の特質がある。他方に於て、有效なる要求に應ずる讓渡であるにしても、讓渡せらるるものの內容がかかる參與能力でないときに、それを前には支拂として取扱はぬ。特殊の經濟財の請求權に應ずる讓渡を支拂の範圍から除外する、從ひて此意味に解する限り、支拂と云ふことは財流に對する移動的參與能力の存立を前提とする。かくて、支拂要具であることは、決して貨幣の根本的機能と見るべきではない。更に眼を轉じて考ふるに、財流に對する參與能力の讓渡としての支拂には二の場合がある。支拂に對する反對給付が相手の有する權利の消滅（從ひて支拂ふものより見れば義務の消滅）である場合には、かの參與能力の單なる讓渡があり、從ひて此能力の

實現はない(一方的價値移轉のある場合)。詳言すれば、支拂の主體は參與能力の實現によりてその財を獲得すると共に、相手に參與能力を傳達する。比喩的に云へば、此參與能力は實現によりて彼の手に死滅し、相手の手に再生する。此際の參與能力の讓渡は裏面から見れば參與そのことを意味する。而して何れの場合の讓渡に於ても、貨幣は其讓渡の手段であり、從ひて支拂の手段である。併しながら、後の場合、卽ち交換に於ける支拂手段として役立つが故にのみ、貨幣は前の場合の支拂手段として役立ち得る(貨幣の根本機能はやはり、財流に對する參與能力たる點にあるに拘はらずかかることから延いて自ら、貨幣は一般的支拂手段である、と云ふ見方を生じたのである)。

發生的、歷史的なる考察からは、貨幣が交換の間に、一般的交換手段として成立せず、むしろ一方的支拂の手段として成立したと云ふ見解が主張せられてゐる。これは、貨幣の上位概念を支拂手段に求め、從ひて貨幣を一般的交換手段として見まい、とする場合と結びついてゐる。併しながら、貨幣となる財がしばしば支拂のために(本文に於ては、支拂を更に狹義に用ひてゐる。こゝにはある財の要求權に應ずる移轉とのみみるべく、一般的交換能力の移轉とは必ずしも見られない)用ひらるゝことにより、貨幣となつたとしても、それは支拂手段たるが故に貨幣たるのでなく、一般的交換手段となつた故に貨幣に化したのである。支拂手段は支拂手段であり、貨幣は一般的交換手段である。貨幣の起原が支拂のうちにあるか(その中に納貢が含まれよう)供物奉獻にあるか、交換にあるかは一概に云はれ得ぬにしても、茲に關するところではない。このことについて、かつて次の如くに述べた。『茲に支拂といふことを、かの參與手段、從ひて一般的交換能力のある種の讓渡

とみることによりて貨幣前の支拂と云ふことを支拂の概念から取除いてゐる。これはしばらく、言葉の用法の問題としてもよい。よし貨幣の成立に導き行く事情が一方的給付にありとするにせよ（贈與、貢納、献上の如き）、貨幣の本質そのものが一般的交換手段であると云ふ見解は、此歴史的見解の如何に拘はらず、動かし得ざるものと思ふ。而して貨幣が支拂手段であると云ふことを、それが交換手段の意味、即ち財流に對する參與手段である、と云ふ意味に主張する立場に對しては、支拂と云ふことが他の意味（特に債務辨濟の意味）に用ひらるゝこと極めて多き以上、それは混同を生じ易き見方であると云ふに止めよう。』

四　價値單位

貨幣は移動財流に對する移動的參與手段であるが、同時にそれは價値尺度（價値表現の手段）又は價値單位たる機能を營む。このこと、前に説明したる通りである。而して、一方には、それを以て、貨幣の根本的機能であるとし、從ひて貨幣は價値單位、詳しく云へば抽象的價値單位であるとする立場がある。他方には、これをかの參與手段（一般的交換手段）たることと對立的のものと見、進みて云へば、相離れて存立せず、一事物の兩面をなすと見るものがある。共に、私見と相容れぬ。

一般的交換手段としての貨幣單位以外のものが屢々單位の役目を營む、云はゞ交換手段及び價値單位と云ふ二の機能は、全然切り離し難き關係に立つと云ふを得ず、二者は相離れ得る。其一

の場合。交換手段としてはAの名稱をもつ貨幣が流通しながら、價値單位、從ひて計算の單位としてはBの名稱が選ばれる場合がある。其二の場合。貨幣にまで發達せざる、而も交換せらるること割合に多き商品、若くは或る目的の爲に重要なる商品が、屢々價値單位としての役目を與へられる。勞銀の大さを麥又は米何升として、約束し又はそれを換算するが如きである。

後の場合について見るに、價値單位と交換手段との離れかたは餘りに明白である。此場合に就いても、或はかう論ずるものがあらう。價値單位の大さが何であるか、それが交換手段と如何なる關係に置かれてあるかは問題ではない。たゞ、交換手段一般を前提とすることなくしては一般的交換（すべての財のすべての財に對する交換）を考へ得ないであらうし、從ひて交換價値を考へ得ぬであらう、從ひて、價値單位は交換手段一般の存立を豫想し、二者は相離れるものではないと。併しながら、まづ此場合交換手段一般を豫想すると云ふ命題が必ずしも許しがたい。すべての交換せらるる財の間の交換比例、從ひて一般的交換の確立せらるることは、少しも理論的に貨幣をまつものではない。貨幣はこれを容易ならしむるものと云ふにすぎぬ。而も貨幣なくしてもなほ、價値の比較に於てある價値單位の選ばるべきは自然のことである。ことに、價値の比較從ひて價値の單位は一般的交換の確立をも豫想しないはずである。すべての商品の各一部分のみが別々に交換網を形成し、相互間にのみ交換せられて、異なれる交換網内の財相互が日常交換の

關係に立たざることはあり得る。これは貴重なる財の交換、然らざる財の交換に於て、異なれる貨幣の成立したる事情から探知し得られると思ふ。かかる事態にありては、各交換網に於て任意の商品がまた價値單位たる役目を與へられうるわけである。交換せらるる財としてはすべての財が交換價値の支持者であり、而して何れの財の單位の支持する交換價値とても、同質的なる交換價値の單位として作用し得る內的必然性を有するものであるから。

前の場合について考へる。Aの貨幣が流通しながら、價格計算の仕方はBの名稱によることは屢々あらはるる事實である。日本に於ても、圓貨幣が流通しながら、ある場合、計算は疋、分に從ふ。その他の場合にありては、計算のBに從ふのが、かく例外的ならず、一般的なることもある。貨幣が一般的交換手段たると共に價値單位であると云ふのは、此交換手段の數量單位に支持せらる交換價値が價値單位として作用すると云ふことである。而るに此場合、Bについてはこのことが云へぬ、それは價値單位であるけれども、相對應する交換手段を有してゐない。云はゞ交換手段としての機能をはなれて、價値單位たる機能が營まれてゐるのである。勿論Bが價値單位として一般的に作用しうるのは、交換手段としての貨幣一般の存立を豫想しようが、それは自ら別の問題である。すべて、これらの點から考へて、二の機能は不可離的のものであり、一事物の

兩面である、と云ふ主張は成立しがたい。

貨幣なくして一般的交換（すべての財に對するすべての財の交換、從ひてすべての財相互間の交換比例の成立）は不可能であると云ふ見方は、數理學派の經濟學者の一部分に見受けられる。ことにこれをも力說するものとしてはシュムペエタアがあげ得られよう。貨幣の成立の必然性が此點から論證せられようとしてゐる。然れどもザワヅキの云へる如く、此議論は成立しがたい、貨幣があれば一般的交換を成立せしむるところの「諸交換比例間の裁定（アルビトラアヂ）」が容易であると云ふだけのことであらう。數多の別々の交換綱の成立については、物品貨幣がはじめ別々の云はゞ雜種貨幣として成立し得たる場合を考ふべきである（例へばカッセルに從ひて）

此二がある程度に於て離れ得べきものとすれば、何れが根本的なるかの問題は割合に判定し易い。一の構想に訴へる。一般的交換手段の全く存せざるところに貨幣ありと考ふるや、答へて云ふ、否。價値尺度のみは貨幣なき交換に於ても存在し得る、何となれば、數量的に比較せらるべき各財の交換價値のうちの一が、かかる尺度として作用することを、必然に妨げる何等の事情も考へ得られざるが故である。若し、價値單位の機能が根本的のものであるならば、そこに貨幣ありと云はざるを得ぬであらう。

轉じて、價値單位又は價値尺度たることを以て貨幣の根本的機能であるとなし、貨幣は卽ち價値單位なりとする見解を批判したい。此見解は、貨幣を以て一般的交換手段とはなすものの、か

かる手段として作用するものを次のやうに見る。鑄貨や紙幣は交換取引の極めて小なる部分を媒介するに過ぎぬ、主たる部分は小切手、手形、振替、相殺等の支拂方法並びに決濟方法によつてゐる。此方法の根柢をなしてゐるものは、價格、所得の表現せられてゐるところの抽象的計算單位に外ならぬ。故に今日に於ては此抽象的計算單位こそは一般的交換手段であり、貨幣である。さて此見解にはあまりに多くの疑點が包藏せられてゐる、そのすべてをあげることは不必要でもある。たゞ、次のことだけを述べる。抽象的計算單位、卽ち圓、錢、弗などの如きは、これを單なる名稱又は觀念と見るときには勿論、交換能力單位の名稱又は觀念たるに止まる、何等交換の手段たるものではない。此名稱を以てよばるる交換能力の單位として見るとしても、それは交換手段たる役目を營み得ぬ。測定の基準たる單位と、測定せらるべきある大さの交換能力とは別であるし、交換能力とこれが支持者として交換手段たる役目を營むところの貨幣とも別である。

こゝにはリイフマンの見解を述べたるつもりである。私はその見解にそれほどの理論的重要さを認めぬがゆゑに、譯述することをさける。[4]

4) Liefmann, Grundsätze, 2. Aufl. S. 101 ff.